

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・当社は取引先との間で、関電工Web-EDIシステムの構築に取組み、データの相互利用、業務の効率化・迅速化及びペーパーレス化を推進します。
- ・取引先に対し、健康経営に係る情報及びノウハウの提供等を行い、健康経営の実践に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。当社は取引価格の決定にあたり、下請事業者からの協議の申し入れの都度これに応じ、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。併せて定期的（毎年1月頃を目途）に協議の場を設定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、別紙のとおり、指針に基づく当社の取組を進めます。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、当該手形等の現金化に係る割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、当該コストを勘案した下請代金の額を、親事業者及び下請事業者双方で十分に協議して決定するものとし、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社経営理念の根底にある「サステナビリティ」の実践を通じた企業価値向上に取り組み、全てのステークホルダの価値創造、環境保全、そして社会の持続的発展に貢献していきます。

2025 年 4 月 1 日

株式会社 関電工

企 業 名

取締役社長 田母神 博文

役職・氏名（代表権を有する者）

「労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応

当社は、政府が一体となって進めている価格転嫁対策を真摯に取り組んでいるところですが、2023 年 11 月 29 日に公正取引委員会より公表された「労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」の主旨を遵守するべく、新たに下記事項を取りまとめ、パートナー会社の皆様へお知らせすると共に社内外に対し公表いたします。

- I. 2023 年 1 月 26 日付けで公表した「パートナーシップ構築宣言」のうち、
2. 「振興基準」の遵守 ①価格決定方法 ②手形などの支払条件 ③知的財産・ノウハウを下記に変更し、本指針の遵守を明確にします。

現在の「パートナーシップ構築宣言」文章

2. 「振興基準」の遵守

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。当社は取引価格の決定にあたり、下請事業者からの協議の申し入れの都度これに応じ、併せて定期的（毎年 1 月頃を目途）に協議の場を設定します。

その際、労務費上昇分の影響を考慮するなど、下請事業者の適正な利益を含むように十分に協議します。取引対価の決定を含め各契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金の現金払と手形払の併用にあたっては、現金比率を高めるとともに、労務費相当分を現金払とすることを徹底します。手形支払に関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払条件等を見直します。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

変更後の「パートナーシップ構築宣言」文章

2. 「振興基準」の遵守

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。当社は取引価格の決定にあたり、下請事業者からの協議の申し入れの都度これに応じ、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。併せて定期的（毎年1月頃を目途）に協議の場を設定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、別紙のとおり、指針に基づく当社の取組を進めます。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、当該手形等の現金化に係る割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、当該コストを勘案した下請代金の額を、親事業者及び下請事業者双方で十分に協議して決定するものとし、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

Ⅱ. 関電工版「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する遵守事項」を制定します。

(1) 発注者としての行動

【行動①：本社（経営トップ）の関与】

関電工版「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する遵守事項」を制定し、社内外に示すとともに、定期的に労務費の上昇状況を確認し、必要に応じ対応方針を示します。

【行動②：発注者側からの定期的な協議の実施】

「パートナーシップ構築宣言」の 2.「振興基準」の遵守 ①価格の決定方法 を下記のように変更し、遵守します。

『不合理な原価低減要請を行いません。当社は取引価格の決定にあたり、下請事業者からの協議の申し入れの都度これに応じ、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。併せて定期的（毎年1月頃を目途）に協議の場を設定します。

その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、別紙のとおり、指針に基づく当社の取組を進めます。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。』

【行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とする】

下請事業者に労務費の上昇理由を求める場合は、公表資料（国土交通省の地域別、職種別設計労務単価・春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、下請事業者が公表資料を用いて提示する希望価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重します。

【行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う】

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、2次以降の下請事業者に対しても適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、1次事業者が2次以降の事業者との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識し、そのことを下請事業者からの要請額の妥当性の判断に反映させます。

【行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつく】

下請事業者から労務費の上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた場合には、協議に必ず応じ、労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなどの不利益な取り扱いはいたしません。

【行動⑥：必要に応じ考え方を提案する】

下請事業者からの申し入れの内容に関わらず下請け事業者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案します。

（２）受注者としての行動への支援

【行動①：相談窓口の活用支援】

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方などを示した資料などを下請事業者に提供するとともに自社内相談窓口や公的な相談窓口などについての情報を提供します。

【行動②：根拠とする資料の支援】

価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す公的な根拠資料を提供します。

【行動③：値上げ要請のタイミングの支援】

定期的な価格交渉設定の他に自社内価格交渉に関する窓口を設け、下請事業者に周知します。

【行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示できる機会提供】

定期的な価格交渉の場だけでなく、時期を問わず希望する価格を提示できる機会を設けます。

（３）発注者・受注者共通の行動

【行動①：定期的なコミュニケーションの機会提供】

毎年１月末に双方向の意見交換ができる場を設定します。

【行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

価格交渉の記録を互いに作成し、双方で保管出来るようにします。

2025 年 4 月 1 日

株式会社 関電工 取締役社長

田母神博文